小樽海上保安部警備救難課 標準文書保存期間基準

令和4年4月8日現在

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置		
個人	個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯							
	個人の権利義務の 得喪及びその経緯		許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書	・理由	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	廃棄		
		号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯		・処分案 ・理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年			
		他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書 裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書 裁決書又は決定書		の他の処分が される日に係 る特定日以後 10年	廃棄ただし、以下 について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案与 に大きな影響を与 えた事件に関する もの		
		国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その 他の訴訟に関する重要な 経緯	訴訟の提起に関する文書 訴訟における主張又は立証に関する 文書 判決書又は和解調書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証	る日に係る特 定日以後10年			
2	法人の権利義務の得喪及びその経緯		許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・和解調書・審査案・理由	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	廃棄		

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
		要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	・処分案 ・理由	処分がされる 日に係る特定 日以後 5 年	
		不服申立てに関する審 議会等における検討その 他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書 裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書 裁決書又は決定書	・不服申立書・録取書・弁明書・反論書・意見書・裁決・決定書	の他の処分が される日に係 る特定日以後 10年	廃棄ただし、以下 について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの
		国又は行政機関を当事 者とする訴訟の提起その 他の訴訟に関する重要な 経緯	訴訟の提起に関する文書 ・・訴訟における主張又は立証に関する 文書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証	る日に係る特 定日以後10年	廃棄ただし、以下
その)他の事項		判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書		
3	廃及びその経緯	訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から2の項までに掲げるものを除く。)	立案の検討に関する調査研究文書制定又は改廃のための決裁文書	・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	10年	廃棄
	文書の管理等に関 する事項		行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 取得した文書の管理を行うための帳簿 決裁文書の管理を行うための帳簿 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿(に掲げるものを除く。) 第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	・決裁簿 ・移管・廃棄簿 ・廃棄の記録	限) 5年 30年 20年 5年	廃棄ただし、以下 について移管 ・移管・廃棄簿
5			契約に係る決裁文書及びその他契約に 至る過程が記録された文書	・仕様書案・協議・調整経緯	契約が終了す る日に係る特 定日以後5年	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置		
小樽海上保安部警備救難課の所掌に係る事務								
6	警備係所掌事項	警備	総務・管理	管理 ・勤務時間報告書 ・超過勤務命令簿 ・管理職員特別勤務実績簿・整理簿 ・特殊勤務手当て実績簿・整理簿 ・出張計画 ・出勤簿 ・旅行命令簿勤務時間関係	5年	廃棄		
				・休暇簿 ・週休日の振替通知書 ・代休指定簿	3年	廃棄		
		物品	・受領命令書・返納命令書 ・物品供用簿 ・個人別供用票	5年	廃棄			
			規則	・規則類(警備)	10年	廃棄		
		警備業務	・警備 ・刑事 ・国際刑事 ・警備情報 ・海上環境(取締りに関すること)	5年	廃棄			
			・武器総括	10年	廃棄			
				・警備庶務 ・漁業許可	1年	廃棄		
				・捜査費等	5年	廃棄		
7 2	救難係所掌事項 救難	救難	歎業務	・救難総括 ・防災 ・造修 ・海上環境(啓発活動に関すること) ・通信	5年	廃棄		
				・死亡認定	30年	廃棄		
				・訓練・研修 ・船艇運用	3年	廃棄		
				・救難庶務	1年	廃棄		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
8	所掌事務に関する事項共通	全業務共通	別途、正本・原本が管理されている 業務文書の写し 定型的・日常的な業務連絡、日程表 等 出版物や公表物を編集した文書 海上保安庁の所掌事務に関する事実 関係の問合せへの対応 明白な誤り等の客観的な正確性の観 点から利用に適さなくなった文書 意思決定の途中段階で作成したもの で、当該意思決定に与える影響しない ものとして、長期間の保存を要しない と判断される文書		1年未満	廃棄